

ミニレター

## あぜみち通信

平成18年8月1日  
68号

編集・発行：愛知県農業会議

### ◎ 愛知県稲作経営者会議総会開かれる

稲作経営者会議の平成18年度通常総会が7月11日名古屋クラウンホテルにおいて会員62人来賓25人の出席を得て開催されました。伊藤善彦会長は挨拶で「品目横断的経営安定対策をうまく経営に取り入れて経営の確立をしよう」と会員に呼びかけました。

また、来賓として東海農政局次長の栗本まさ子氏、愛知県農林水産部技監の平光孝司氏、JA愛知中央会営農指導対策室長井関常雄氏からそれぞれの立場で気合いの入った祝辞をいただきました。

議案についてはそれぞれ原案のとおり承認されました。なお、この総会は司会進行、各議案の説明など全て会員が行っているので小さなハブニングがいくつもありましたが、かえってほほえましく思ったところです。

総会後は愛知県農業会議松平事務局長から「担い手経営安定対策とこれからの課題」と題して講演があり、農林漁業金融公庫東海支店からは情報提供がありました。

この稲作経営者会議の良いところは、全ての経営体に後継者が存在していること、そしてその後継者がこの会の青年部に所属していることです。このことは世代交代をスムーズに行うことができることです。今回の総会においても若い経営者が目立ちました。また懇親会においても積極的に指導機関に話を持ちかけ経営のプラスになるように努力をしていました。彼らの経営が今後安定するよう各農業委員会の各位におかれましてもしっかりとサポートいただくようお願いいたします。

### ◎ WTO農業交渉合意ならず、凍結の事態となるか？

スイスのジュネーブで開かれていたWTO閣僚会議は農産物輸入国と輸出国との利害関係が厳しい対立を続けており、各国の保護削減合意に到りませんでした。特に米国は大統領選挙の中間選挙を11月に控えており、最近支持率がじり貧のブッシュ政権にとって国内農業保護と各国に対する関税削減要求は引くに引けない状況にあります。

WTOのラミー事務局長は7月5日に来日し、小泉首相、中川農林水産大臣、農業団体首脳等と精力的に会談をしました。この中でラミー事務局長は米国の譲歩がなければ前には進まないで凍結の可能性もあることをほのめかしています。

ロシアのサンクトペテルブルグにおいて開かれたサミットにおいてWTO農業交渉のモダリティー確立を8月半ばと決めましたが、さてどうなりますか？

### ◎ WTOの続報 閣僚会議決裂

7月24日主要6カ国閣僚会議を開催し、今後の方向を協議しましたが結局米国の強硬な反対で決裂しました。今後は冷却期間をおくしかありませんので、日本の自民党総裁選挙、米国の大統領中間選挙等の趨勢を見極めた上で再開するかどうかの判断をすることとしていますので、短期間であれば3カ月、長期間であれば2カ年の凍結期間をおくこととしているようです。

### ◎ 常任議員会議（7月）の審議状況と「全国農業新聞」の活用

7月14日開催された常任議員会議では、知事諮問案件として農地法第4条に基づく転用事案66件28,054平方メートル、第5条に基づく転用事案394件393,842平方メートル、農業振興地域の整備に関する法律事案が1件2,340平方メートルが審議され、いずれも原案どおり許可することを相当と認め、答申しました。

なお、常任議員会議の諮問案件終了後毎回事務局よりその時々の農政課題について議員の意見をお聞きするために、この小誌及び「全国農業新聞」の内容をもとに諸情勢を報告しています。こうした取り組みを全ての農業委員会において実施していただきたく存じます。

### ◎ 全国農業新聞重点普及農業委員会担当者会議

平成18年度の重点普及農業委員会の担当職員の方々にお集まりいただき、名古屋駅前のダイアビルにおいて7月4日担当者会議を開催いたしました。今愛知県における全国農業新聞の購読部数は3,500部を割り込んでおります。そこでこの会議では、農業委員一人一部普及運動について説明申し上げ協力をお願いしました。

なお、当日は全国農業会議所の職員も駆けつけ、情勢報告や新聞の普及拡大についてお願いをしました。

重点普及農業委員会の農業委員さんや職員の方々には公務ご多忙のことと存じますが協力と支援をお願いします。

平成18年度重点普及農業委員会は次の22市町村です。

江南市、小牧市、豊明市、日進市、長久手町、弥富市、美和町、半田市、東海市、知多市、武豊町、碧南市、安城市、知立市、幡豆町、三好町、設楽町、豊根村、豊川市、田原市、音羽町、御津町

### ◎ 経営安定対策助成金決まる コメ本作からムギ・ダイズ本作へ

ついにコメ万能時代から麦大豆主流時代へと日本の農業の大転換が始まる予感がする時代となりました。

政府は7月21日品目横断的経営安定対策の助成金の単価について政府・与党で決定しました。

それによると総額では4,130億円を確保しました、また、交付単価は、生産条件不利補正交付金（ゲタ）では、小麦で10アール当たり40,400円、大豆で同じく28,900円となっています。いずれにしても農林水産省全体に占める割合が高水準にあることは確かです。

### ◎ 田原市認定農業者連絡会が発足（別紙1）

7月21日田原文化会館において設立総会が盛大に開催されました。

会員数220人（経営体）にて設立されたこの組織は、旧渥美町、旧赤羽根町を含めた渥美半島全体での設立となりました、議事では規約の制定から会費の決定、事業計画及び収支予算の決定、役員を選任、宣言文の採択と全ての議事を承認した後来賓祝辞に移りました。当日は白井田原市長始め多くの来賓の出席があり盛大に発足しました。

この連絡会の設立には農業委員会（会長 菰田明夫）がしっかりと準備委員会を設立して発足させました。決定された役員は次のとおりです。

会長 伊藤 立 副会長 河辺敏一 副会長 鈴木基夫 会計 藤井享則  
監事 高橋講治 監事 西山直司

田原市認定農業者連絡会のご発展を心から祈念いたします。

なお、愛知県における組織化は田原市が8番目です。

第5号議案の宣言文は別紙1のとおりです。

### ◎ 全国農業新聞の普及拡大に格別のご協力を下さい

全国農業新聞の7月の普及部数は、3,464部となり7月は落ち込みが大きい時期ですが、全農業委員さんによる増部活動を是非お願いします。また、購読者には極力継続してご購読いただきますようご配慮の程をお願いします。

毎度同じ事を書きたてて申し訳ありませんが、情報事業（全国農業新聞・全国農業図書）は、農業会議と農業委員会、農業委員会と農業委員さん、農業委員さんと地域の農業者との深い関わりで保たれています。日頃の活動の裏返しのようなものであると思います。大幅な減部という結果については我が組織全体の問題として十分反省し日頃の活動に活かしていく必要があります。

### ◎ 新たな都市農政の展開について（別紙2に全文を掲載）

全国農業委員会都市農政対策協議会ではこのほど「新たな都市農業施策に関する提案（中間とりまとめを）」を発表した。この中で今までにない新しい政策提案として「都市農地等を保全し農業を保全する新たな制度の構築」を掲げている。

都市における農業は線引き後市街化区域に編入された農地については、農林水産省の手からはなれ、国交省の手に渡ったとされているが、都市住民のニーズとして緑や景観またオープンスペースとしての農地に対する要請は強くなってきている。そこで対策協議会は別紙のようにとりまとめ、関係方面に提案活動を行うこととなった。

愛知県は紛れもない農業県であります。一方では名古屋市を中心とする大都市を抱え都市農業の推進も重要な農政課題であります。今般対策協議会の提案を愛知県においても推進いたしますので各農業委員会の協力をお願いします。

### ◎ 担い手経営安定対策と相続税納税猶予について（別紙3）

大変時間がかかりましたが別紙3のように決定しましたので報告します。なお、これ以外のことについては従来と同じと考えて良いと思いますが各税務署管内で開催される適正化協議会の活用など、税務署毎の対応を確認しておく必要があります。

◎ 第回愛知県山村花き品評会開催

7月26日「花と緑のときめきフェスティバル」と銘打って開催されたこの品評会は、毎年知事の出席があり山間地域の活性化に一役かっています。

今年も神田知事の出席のもと盛会に開催され、出品者や会場に訪れた地元の人々としばしの歓談を知事は楽しまれた様子でした。

この品評会には農業会議会長賞も用意されており、今回は豊田市の原田砂都美さんに松平事務局長から表彰状及び副賞の盾が授与されました。

◎ 愛知県農業委員会事務研究会総会開催・新役員決定

7月28日第47回総会を開催した。この総会では特に役員の変更を行いました。新しい役員は次のとおりです。

会長 永田友英（稲沢市） 副会長 岩田信男（豊田市） 副会長 朝倉裕高（豊橋市）

監事 吉川 敬（一宮市） 監事 新美善次郎（碧南市）

この「愛知県農業委員会事務研究会」は昭和38年7月に県内の農業委員会職員の研鑽と資質の向上及び技術の習得に努めることを目的に設立されました。

会員は全ての農業委員会職員と農業会議職員285人です。

◎ 愛花協だより（知事お祝いメッセージ、会長色紙贈呈）

設 楽 町 氏原章寿さん・ゆりさん（7月2日挙式）

豊 橋 市 岡本広敏さん・梨少さん（7月2日挙式）

安 城 市 久留宮真幸さん・妙子さん（7月8日挙式）

ご結婚おめでとうございます。一層のご活躍とご多幸を祈ります。

◎ 今後の主な行事予定

8月28日（月） 愛知県農業会議総会及び研修会（愛知県水産会館）

8月1日～2日（火・水） 情報事業重点市町村会議（長野県飯田市）

8月 3日（木） 担い手育成地域協議会担当者会議（白壁庁舎）

8月 7日（月） 知多地域農業委員等研修会（アイブラザ半田）

8月 8日（火） 西三河地域農業委員等研修会（安城市文化センター）

8月 9日（水） 全国農業会議所総会（虎ノ門パストラル）

8月10日（木） 賛助団体会議（白壁庁舎）

” （木） あいちアグリアウオード審査委員会（農林会館）

8月11日（金） 尾張地域農業委員等研修会（稲沢市民会館）

8月16日（水） 常任会議員会議（白壁庁舎）

” 農業会議支部長会議（白壁庁舎）

” J A海部南部米初出荷（鍋田支店）

8月18日（金） 愛知県担い手協議会幹事会（白壁庁舎）

8月22日（火） 愛知県担い手協議会総会（白壁庁舎）

8月24日（木） 全国農業新聞担当者ブロック会議（クラウンホテル）

9月 1日 金 農地地図情報及び農地基本台帳システム普及推進検討会  
（白壁庁舎）

第5号議案 宣言文の採択について

宣言文

愛される農業宣言

私たち田原市認定農業者は、地域農業の担い手として、今をおごることなく、産業としての農業人であることに自信と誇りと責任をもって、地域住民や消費生活者に愛される農業者としてこの地に根ざし歩み続けることをここに宣言します。

## 新たな都市農業施策に関する提案（中間取りまとめ）

平成18年7月

全国農業委員会都市農政対策協議会

都市及びその周辺の農業・農地は、消費地に近い利点を活かした新鮮で安心・安全な農産物を供給し、さらに市民農園や学童農園等による情操教育の場、都市における防災空間やヒートアイランド（都市における高温地域の発生）現象の緩和など多くの役割を発揮し、いまやまちづくりにとってなくてはならない存在と位置づけられている。

都市の農業・農地については、平成11年制定の食料・農業・農村基本法と平成17年に閣議決定された食料・農業・農村基本計画において、農業生産を通じて発揮されるさまざまな役割・機能が高く評価されるとともに、農業の発展に向けた取り組みが示された。

しかしながら、都市農地の減少は歯止めがかからず、現行制度のみでは直面する課題を克服し、次世代に都市地域の農業・農地等をつなげることは極めて困難であると言わざるを得ない。

新都市計画法制定以来、都市の農業・農地は基本的に10年以内に宅地等に転換すべきとされてきた。しかし、施策の狭間で、農業経営を続け農地を守ってきた農業者の存在によって、現在の緑豊かで潤いのある都市形成が維持されてきていると言っても過言ではない。

したがって、農業者の努力に報い、これからの農業経営に一層の励みがつくよう、所有と経営が一体である家族経営を主体として、今後とも農業が継続しうる制度を構築することは、国民的課題であり、政治にとって最も重要な責任と思料する。

#### 1. 都市農地等を保全し農業を振興する新たな制度の構築

都市及びその周辺の農業振興と農地等の維持・保全を実現するため、政策的な位置づけを明確化し、都市農業を担う農業経営の積極的な育成・確保に向けた振興施策の推進を図る必要がある。

また、都市地域において将来とも意欲的に農業を継続する強い意向のある農家が、生産基盤である農地等を保全し、次の時代に引き継がれるよう「都市農地等

保全制度（仮称）」など、新たな観点にたった仕組みを構築することが喫緊の課題である。

## 2. 生産緑地法並びに相続税等納税猶予制度の根幹堅持

現行の都市計画法は、昭和43年に制定され、快適な都市形成に向けて計画的な都市整備を行うため、時代の要求に応じて整備がなされたものである。

都市的土地利用と農業的土地利用の競合する地域では、さまざまな問題や矛盾があるものの、新都市計画法にもとづく線引きと農地の宅地なみ課税のなかで、生産緑地法と相続税等納税猶予制度は、農地を保全する、農業経営になくってはならない制度となっており、両制度の根幹は堅持すべきである。

## 3. 農のあるまちづくりの推進（快適で住みよい街づくりに向けて）

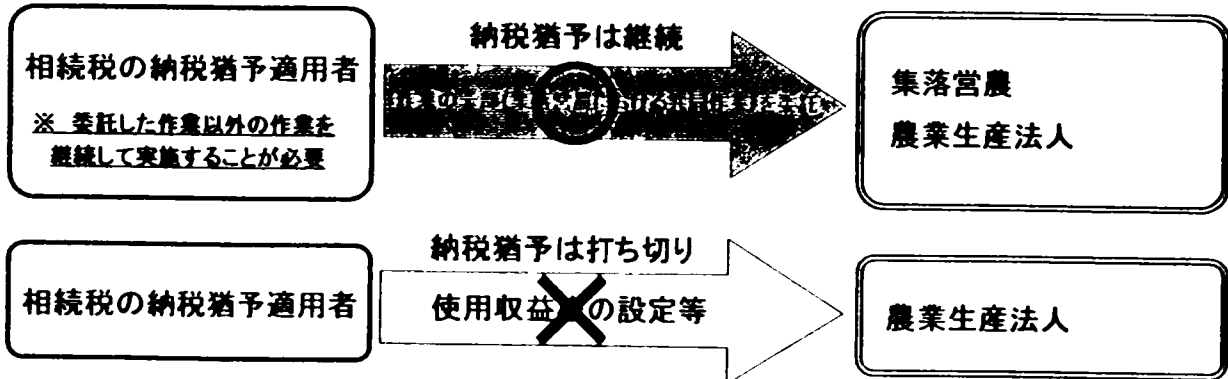
21世紀の都市計画の課題は、多面的機能を有する農地を位置づけ、まちづくりのための土地利用の整序化、中心市街地の再生を通じて、安全・快適で住みよい豊かな生活環境を創出することである。

高齢化の進展や生活スタイルの多様化に対応しつつ、都市住民に、より快適な生活環境を提供する観点から、都市農業を維持・振興するとともに、貴重な農地を計画的に保全し、「農のあるまちづくり」を積極的に推進する必要がある。

# 集落営農・農業生産法人への参加と農地等の納税猶予制度との関係

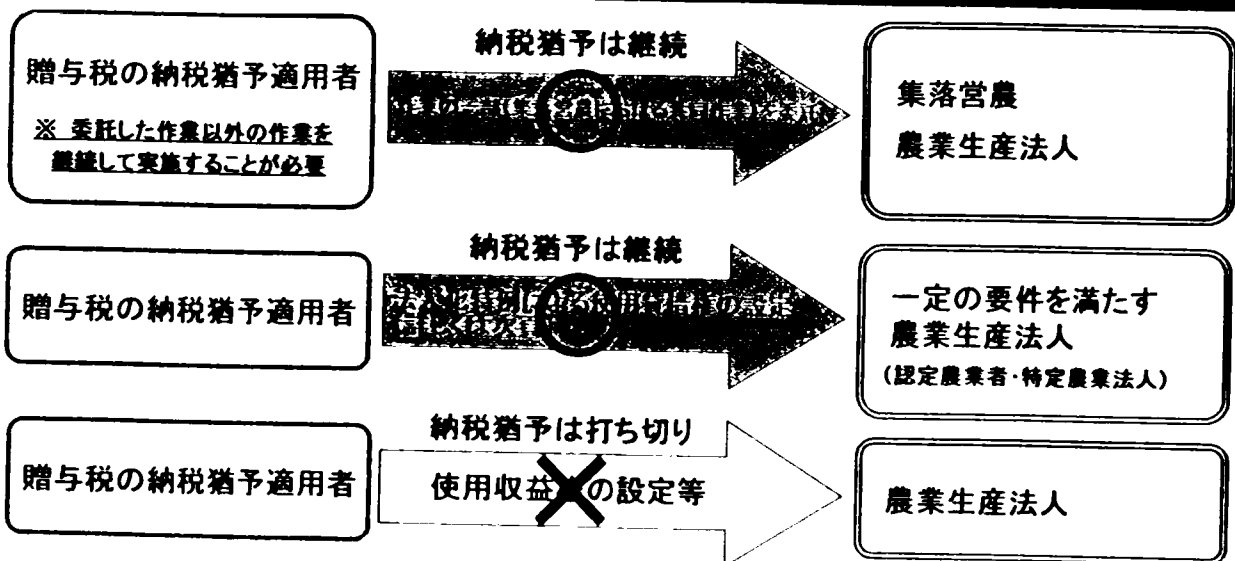
## ○ 相続税の納税猶予

- 農地等の相続税の納税猶予を受けている農業者が集落営農・農業生産法人に参加する場合、
- ・ 使用収益権の設定等をしたり、すべての作業を委託したりすると、納税猶予は打ち切りになります。
  - ・ 作業の一部(集落営農における共同作業)だけ委託し、それ以外の作業は自分で行うこととすれば、納税猶予は継続されます。



## ○ 贈与税の納税猶予

- 農地等の贈与税納税猶予を受けている農業者が集落営農・農業生産法人に参加する場合、
- ・ 使用収益権の設定等をしたり、すべての作業を委託したりすると、納税猶予は打ち切りになります。
  - ・ 作業の一部(集落営農における共同作業)だけ委託し、それ以外の作業は自分で行う、
  - ・ 又は法人化特例による適切な手続きを踏んで、一定の要件を満たす農業生産法人に使用貸借権を設定することとすれば、納税猶予は継続されます。



(注) ・ 作業には、耕起・代かき、田植え、基肥、追肥、除草、防除、水管理、稲刈り・脱穀等があります。このうち、集落営農における共同作業とは、耕起・代かき、田植え、稲刈り・脱穀の全部又は一部の作業をいいます。

・ 納税猶予の継続は、作業の一部委託後も納税猶予適用者が農業を営んでいることが前提です。

・ なお、品目横断的経営安定対策の経営規模として算入できる面積の取扱いについては、P.14及びP.15を参照してください。